

他施設に転用等する場合の補助金返還額試算表

1 現行施設の建設に当たっては、国・県の補助金を受けており、平成20年度末現在で補助金の返還が必要となった場合の概算額は以下のとおり。

算定式：補助額 × ((処分制限期間 - 経過年数) / 処分制限期間) = 返還額

経過期間：9年

国庫補助額	単位：千円		
	当初	制限期間	返還額
1 施設整備費			
(1) センター施設	549,544		
実施設計費	12,961	50年	325,207
建築全般工事	383,633		
電気設備工事	46,900	15年	61,180
機械設備工事	106,050		
(2) 映像ライブラリー装置	200,255		
(3) 送受信装置	9,170	経過	
(4) 構内伝送路	22,975		
(5) 付帯工事費(監理費)	9,800	-	
2 用地取得費・道路費			
(1) 用地取得費	44,667	-	45,692
(2) 土地造成費等	1,025	-	
計	837,436		432,079

県費補助額	当初	制限期間	返還額
(施設)			
県支出金	129,610		
制限50年	93,244	50年	76,460
制限15年	36,366	15年	14,546
(装置等)			
県支出金	116,200	経過	-
計	245,810		91,006

国・県補助金概算返還額計 523,086

(注)

1. 国の補助金については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日総官会第790号)により、10年以上経過すれば国庫納付に関する条件が付されずに承認を受けることが可能。

2 平成20年度分償還後の地方債残高見込み。

当初借入額 785,000

平成21年3月31日償還後の未償還元金 303,488